

1. 会合名	「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキング・グループ」(第21回)
2. 日 時	平成27年4月22日(水) 午後2時00分～3時00分
3. 議 案	1. 投資信託のランキング表示等について 2. その他
4. 主な内容	1. 投資信託のランキング表示等について 投資信託のランキング表示について、事務局より、前回WG終了後に実施した意見照会の結果を踏まえた「広告等に関する指針」(以下、広告指針という)案について、配付資料のとおり説明を行い、項目ごとに議論を行い、大要以下のとおり意見交換が行われた。 議論の結果、「投資信託のランキングに関する留意事項について」及び「NISAに関する留意事項について」の記載内容に関しては、合意が得られた。 なお、本件については、「インターネットにおける自主規制のあり方懇談会」(以下、インターネット懇談会という)からの依頼事項であるため、本WGの検討結果をインターネット懇談会に報告する必要がある。 については、「広告等に関する指針」(以下、広告指針という)の改正時期について、「インターネット懇談会」からの各依頼事項の協議状況を勘案する必要があるため、事務局が預かることとした。 資料1-1：投資信託のランキング表示に関する意見照会結果について ①投資信託のランキングに関する留意事項について ・インターネット懇談会からの検討依頼事項は、投資信託のランキング表示に関するものであり、投資信託ランキングに関する留意事項について広告指針に記載することで目的は達したものと考える。 ・広告指針案において、「ランキング表示対象であるにも関わらず、除外した投資信託がある場合、その旨を明示すること」とあるが、当該箇所だけ、「表示」ではなく、「明示」という表現になっているが、何らかの意図があるのか。 →明確に表示することといった意味で「明示」という文言を使用している。(事務局) ⇒協議の結果、事務局案について合意が得られたため、本WGとしては広告指針の改正を行うこととしたい。 ②NISAに関する留意事項について ・特段意見なし。 ⇒協議の結果、事務局案について合意が得られたため、本WGとしては広告指針の改正を行うこととしたい。 ③通貨選択型投資信託等に関する留意事項について ・本件について、広告指針において、広告等の表示に関する事項を網羅することが望ましいということは理解できる。しかしながら、通貨選択型投資信託の確認書については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」において、表示に関する規定ではなく、あくまでも、確認書の受入が必要である旨が規定されているものであり、本件を広告指針に記載することとしたい趣旨を再度確認させていただきたい。

→本件の検討の契機であるインターネット懇談会における問題意識は、投資信託のランキング表示に集約されているものの、その中には、通貨選択型投資信託やNISAに関する問題意識も含まれるものであった。当該問題意識から、広告WGへの検討依頼事項としては、通貨選択型投資信託について、確認書の受入が必要なリスクの高い商品であるということについて、対面取引で行うべき説明に相当するような十分に配慮をウェブサイト上の表示においても必要があるのではということが検討依頼の内容だと認識している。その問題意識を反映すべき方法はないか模索した結果として、本件を提案させていただいているという経緯である。（事務局）

→監督指針から一步踏み込んで、表示まで求めることまでは、今回の趣旨に沿うものではないと考えるので、広告指針に記載するまでは不要であると考えます。

→記載不要との意見であると認識した。ただし、事務局の広告指針案では、表示を必須としておらず、あくまでも表示することが望ましい事項としており、表示するか、表示しないかについては各社の裁量としている。

・通貨選択型投資信託等に関する留意事項に関する事項を広告指針に記載しなくてもよいとの意見に賛成である。インターネット取引において、顧客は一連の流れで確認書が必要であることを認識できるので、顧客への説明について、時間軸だけの問題ではないか。

→確かに、インターネット取引又は対面取引であったとしても、顧客が取引終了までに確認書が必要であることを認識できると考える。

・本件の結論は、本件については対応不要という整理でも問題ないか。

→WGでの結論については、インターネット懇談会に報告することになる。広告WGにおいて、通貨選択型投資信託の確認書に関する記述については、不要という結論に至ったとの報告をさせていただくことになる。ただし、インターネット懇談会から再度の検討を依頼される可能性があることもお含みおきいただきたい。（事務局）

・インターネット懇談会の問題意識では、対面取引であれば、顧客に丁寧に説明してその流れの中で確認書を受け入れるが、ウェブサイト上では、買付画面において確認書に関する事項が表示される。よって、顧客は、取引を行なうためには、表示を確認するしか選択肢がない状況である。そのような問題意識を受け、インターネット取引においても、取引の入り口段階において、当該商品は確認書が必要となるリスクの高いものであることを認識させることで、当該問題が解決できるのであればと考え、本件を提案させていただいた。（事務局）

⇒協議の結果、事務局案については見送ることとさせていただく。

・①、②の改正スケジュールはどのようなスケジュールか。

→インターネット懇談会からの他の検討事項について、別のWGで議論している。全ての検討事項についての結論がでるのはもう少し先になると想定される。インターネット懇談会の座長とも相談させていただくが、一旦事務局預かりということにさせていただきたい。なお、本件は、各社の広告等の表示に関する質を高めるものでもあるので、他の検討事項の結論を待たずに先行して改正することも考えられる。（事務局）

資料１－２：「注目投資信託」、「お勧め投資信託」等の表示について

	・前回、事務局案を提示した際、基準という言葉を使用したことにより、株式の５銘柄基準を設けることと同様のものを想定されて、各社は回答されたことと思う。事務局として基準を設けることを目的に提案させていただいているものではない。本件については、インターネット懇談会から直接依頼されたものではない。ウェブサイト上の広告では、昨年度のアブラハム社の広告のように、扇動的な広告があったことも事実であり、そのような当たり前ではない広告を排除したいといった目的である。（事務局） ・今回の事務局案の内容については、注目投資信託等に限定された内容ではない。注目投資信託等として個別に留意すべき事項を規定するのか、それとも現状の広告指針の記載内容で十分であり、対応しないという考えもあるのではないか。今回、本件を広告指針に記載する意図は何であるのか。 →投資信託の広告をウェブサイト上に掲載する際、一覧形式やランキング形式ではなく、個別に何らかの選定を行ったものに関して表示をする場合、留意すべき事項がないかといった観点で、注目投資信託等に着目して提案されているという認識である →現行の広告指針においては、株式とＲＥＩＴのみ、「注目銘柄」に関する留意事項について規定されているが、投資信託においては特に規定されていないことから、投資信託では制限なく自由に「注目」という言葉を使用してよいのかといった問い合わせが寄せられている。株式等と投資信託では、商品性の違い等はあるものの、「注目」という言葉により読み手に誤解を生まないようにするといった観点では投資信託においても何等か留意すべき点を規定してはどうかといった趣旨である。（事務局） ・本件の表示範囲は、「注目投資信託」、「お勧め投資信託」に限定されているものであるのか。 →株式やＲＥＩＴの記載ぶりに合わせ、「注目投資信託」等とさせていただく（事務局） ２．その他 資料２：インフラファンドに係る「広告等に関する指針」の改正案について ・インフラファンドの導管性要件に関する事項を広告指針に記載するかどうかは非常に難しい問題であると認識している。契約締結前交付書面については、価格変動リスクの記述にインフラファンドの裏付け資産である再生可能エネルギーを追加したが、導管性要件に関する事項は、契約締結前交付書面の法定記載要件とまでは言えないので、追加しなかった。導管制要件に関する販売会社としての説明リスクを考慮して、広告指針に記載することとしてはどうかといった趣旨の提案である。本件について、各社でお持ち帰りいただき、関係部門等と協議いただきたい。（事務局） 以　　上
５．その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
６．本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）